

しずおか新商品セレクション 2026 募集要領

～静岡県の優れた加工品のコンクール～

1 趣旨

静岡県では県産農林水産物を活用した新しい加工品のうち、商品の魅力や独自性などが優れた商品を表彰する「しずおか新商品セレクション」の出品商品を募集します。本事業は、県産農林水産物の魅力を引き出した新たな加工品の選定を通じて、事業者の皆様の商品開発力の向上や既存商品のブラッシュアップを後押しし、県産農林水産物の付加価値向上を促進するものです。併せて、受賞商品については、販路拡大等の支援を行い、ものづくり産業のさらなる活性化をはかことを目的としています。

2 主催

静岡県

3 募集

(1) 募集期間

令和8年4月24日（金）から令和8年6月23日（火）午後5時まで【必着】

※応募募いただいた方には、令和8年6月24日（水）午後5時までに、電子メールにて応募受付の連絡をします。万一、連絡がない場合は、お問い合わせ願います。

※期限経過後の提出物は受け付けられません。電子メールでの提出は、提出先において、令和8年6月23日（火）午後5時までに受信した提出物を受理します。

(2) 提出物

ア 出品書類

①出品票（商品写真を必ず貼付）

※商品写真は、出品票の所定の箇所に貼付の上、御提出ください。

※印刷した際に商品写真等が正確に表示されることを確認の上、御提出ください。

②商品の補足資料（A4サイズ・上限5ページまで）【任意】

※補足資料とは商品パンフレット、チラシ、新聞記事等の販促商材や商品PRに繋がるもの。

※募集期間内に提出がなかった場合、それ以降の内容の修正及び、資料の追加はできませんので御注意ください。

イ 審査用商品及び試食品、試供品の提供

※応募の段階では提出不要です。書面審査通過後に、県が指定する日に審査委員7名分を送っていただきます（到着指定日は8月下旬～9月上旬を予定）。詳細は書面審査通過者に対して通知します。

(3) 提出方法

電子メール、郵送又は持参にて書類を提出

電子メールの場合は、件名を「しずおか新商品セレクション 2026 応募」とし、出品票及び

補足資料の電子ファイルを次の（４）のアドレスに送信してください。なお、ファイルサイズは5MB以下を目安に送信願います。

（４）提出先（問合せ先）

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課 ブランド戦略班 内山
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館7階
TEL 054-221-3713 FAX 054-221-2698
E-mail marke@pref.shizuoka.lg.jp

（５）主な出品商品の条件

- ア 出品者は、県内に住所又は主たる事務所を有する者。
- イ 食品及び食品以外の出品商品に関する事（店内飲食にて提供のみの商品等で流通が不可能な商品は対象外）。
- （ア）原材料に静岡県産農林水産物を直接的（一次加工）又は間接的（二次加工）に使用していること。ただし、使用割合は問いません。
- ※静岡県産農林水産物とは、静岡県での農業（畜産業含む）、林業、水産業による生産物のことをいいます。水又は塩は含みません。
- ◎直接的に使用とは、静岡県産農林水産物を原材料として使用することをいいます。
- （直接的使用の例）
- * 紅ほっぺを原材料としたジャム
 - * ニューサマーオレンジを原材料に使用した練り香水
- ◎間接的に使用とは、一次加工された製品を原材料等として使用し、商品の特徴づけていることをいいます。
- （間接的使用の例）
- * 静岡県産大豆を原材料にした醤油を使用した煎餅
 - * 静岡県産酒米を原材料にした日本酒を使用した菓子
- （イ）商品化後2年以内の加工品（委託(OEM)加工品を含む）又は商品改良後2年以内の加工品であること。
- ※「改良」とは、食味、食感、香り、使用感など、商品自体の改良や、容器・包装、デザイン、ネーミングなどの改良をいいます。また、2年以内とは、令和6年4月1日以降に発売又は改良した商品とします。
- （ウ）静岡県産農林水産物の付加価値を向上させること、又は、販売額の増加や販路拡大に繋げることができるものであること。
- （エ）独自の技術やアイデア等を商品コンセプトに含んでいること。
- （オ）農林水産物に単純な加工（乾燥、加熱、切断、冷凍等）のみの処理をしたものは、対象外とします。具体的には、お茶（茶葉そのもの）、乾しいたけ、干し柿、干し芋、牛乳、切り身や冷凍品（味付け等なし）は対象外とします。ただし、茶飲料（ボトル）は対象とします。
- （カ）「ふじのくに新商品セレクション」の最高金賞又は金賞を受賞していない商品であるも

のとします。

(キ) 出品者当たり 2 点以内とします。ただし、県産農林水産物を使用した複数の商品をセットまたはシリーズ商品として出品する場合は、1 点として扱うことができます。

ウ 出品者は、以下に対応できる者。

- ・ 指定日（8 月下旬～9 月上旬を予定）に、指定場所への審査委員人数分（7 名予定）の事前試食用サンプル（非食品の場合は試供品）の送付 ※サンプル代、送料は全額出品者負担
- ・ 静岡市内会場での集合形式での審査会への参加（10 月上旬～中旬を予定）

※台風等の荒天が予報される場合はオンライン開催に変更する場合があります。

エ 本事業の趣旨を理解した上で、受賞した場合は、受賞商品等を積極的に PR すること。また受賞商品には、原則として、受賞商品パッケージ、POP、のぼり等に、受賞ロゴマークを使用し、販売すること。

オ 販売会など、県が主催する販路拡大の機会には積極的に取り組むこと。

カ 受賞後の売上状況に関する情報提供やサンプルの提供等、県に協力すること。

(6) 応募条件

直近 5 年間に下記のア～ケの項目に関する違反行為がないこと。

- ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、下請代金支払遅延等防止法に関すること。
- イ 食品衛生法、食品表示法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)に関すること。
- ウ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）に関すること。
- エ 消費者安全法に関すること。
- オ 労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法等の労働法規に関すること。
- カ 公害防止、環境保全等の法規に関すること。
- キ 租税の滞納、追徴金の賦課に関すること。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に関すること。
- ケ その他関係する法令に関すること。

4 審査

(1) 審査日、場所

審査日 令和8年10月上旬～中旬予定（予定）

場 所 静岡市内

※台風等の荒天が予報される場合はオンライン開催に変更する場合があります。

(2) 審査方法

ア 書面審査（令和8年7月下旬を予定）

- ・応募商品が20商品を超えた場合は、書類による審査を行います。
- ・書面審査は、次のエの審査基準に従って審査します。

【書面審査結果発表（令和8年8月中旬～下旬を予定）】

※書面審査結果は全出品者に通知します。なお、書面審査通過者には、審査会の案内（審査時間等）を同封します。また、書面審査の落選理由についての問い合わせについてはお答えできません。

イ 審査会に先立ち事前試食用サンプルの提供（令和8年8月下旬～9月上旬を予定）

- ・書面審査通過者は、次のウの集合形式での審査会に先立ち、委員に対して事前に試食品（非食品の場合は試供品）を提供してください。
- ・事前試食は集合形式ではなく、委員の自宅等にて各々の委員が試食します。
- ・審査委員への個別の発送は県が行いますので、県が指定する指定日（8月下旬～9月上旬を予定）に、委員の人数分（7名予定）の事前試食用サンプルを、県が指定する場所へ発送してください。
- ・事前試食用サンプル及び送料は、出品者の全額負担になります。

ウ 審査会（令和8年10月上旬～中旬を予定）

- ・審査会では、委員に対して商品に関するプレゼンテーションを行っていただき、次のエの審査基準に従って、受賞商品を選定します（当日は試食の提供は行いませんが、商品紹介用として1点実物を持参していただきます（持ち帰り不可））。
- ・会場や時間、プレゼンテーション等の審査会の詳細については別途通知します。

エ 審査基準

審査基準は、以下のとおりとします。

項目	具体的な内容
商品の魅力	・ターゲット顧客層とその層に響く商品コンセプト・特長や商品展開、内容量、価格設定等が明確であり魅力的な商品といえるか ・商品の原材料の生産及び調達、商品化の過程、商品の製造・販売、商品PRを行うに当たり SDGs の達成に向けた取組であるか。
独自性	・既存商品や競合商品と比較して、明確な差別化要因があるか ・商品を通して、地域の特徴的な県産農林水産物の魅力を効果的に発信できる、郷土色豊かな商品であるか
デザイン等	・容器・包装の素材やデザイン、商品のネーミングなどが、商品コンセプト等を反映しており、目を引くデザインか
販売・流通戦略	・ターゲット、販路、商品展開、内容量、価格等が明確か
価値の表現	・商品のストーリー性等、商品の価値が確実に伝わる情報を発信しているか ・販売戦略に沿った情報発信がなされるとともに、バイヤー等が情報を取得しやすい環境が整っているか
生産供給体制	・県内外に販売するための生産量が確保できているか ・需要が拡大した場合、安定した原料調達（県産農林水産物の確保）と製造・流通体制を拡張できる見込みがあるか

(3) 審査結果（令和8年11月上旬を予定）

審査結果は、書面審査通過者に通知するとともに、受賞商品を事務局（県マーケティング課）のホームページで公開します。

【ホームページアドレス】

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shokogyoservice/1025546.html>

(4) 注意事項・費用等

- ア 参加費は徴収しません。ただし、出品・審査に要する経費（書類作成、通信運搬、商品、試食、プレゼンテーション等の経費）は出品者の負担となります。
- イ 受賞者には、報道機関への情報提供や県HPへ掲載するなど、県が行うPR等のために商品の写真を無償で提供していただきます。
- ウ 提出書類の記載内容については、県の関連事業の案内等に使用する場合があります。
- エ 出品内容や応募内容が事実と異なることが判明した場合は、賞決定以降であっても、賞の取り消しや特典が得られなくなる場合があります。
- オ 受賞後に商品の改良を行った場合は当課に連絡してください。改良の内容により、受賞商品として扱われなくなる場合があります。
- カ 災害その他やむを得ない理由により、審査会、表彰式の日程や実施方法について変更または中止となる場合があります。

5 表彰及び特典

(1) 賞

最高金賞 1点 金賞 10点程度

(2) 表彰式

令和8年11月に開催予定

(3) 受賞特典

受賞商品は報道機関に情報提供するほか、県HPへ掲載するなど、様々な機会を通じてPRします。

※最高金賞及び金賞の受賞者は、受賞区別に定める「しずおか新商品セレクション」のマークを使用し、受賞のPRを積極的に行ってください。

【受賞商品について得られる販路拡大の機会】

項目	内容
販売機会の提供 (主に食品の受賞商品を想定)	<p>○受賞商品の販売コーナーの設置や催事への優先出展の案内等を実施します。</p> <p>【2025年度実績】 (販売コーナー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡伊勢丹、静岡伊勢丹コリドー・フジ、遠鉄百貨店 ・静岡県アンテナショップ「おいしず」(東京都千代田区神田)、これっしか処 <p>※当該コーナーでは適格請求書(インボイス)発行事業者以外の事業者はお取り扱いできません。</p> <p>(催事販売)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「富士山周辺うまいもの展」(イトーヨーカドー三島店)
商談機会の提供	<p>○受賞者は、県が実施又は参加する展示会、商談会に関して、優先的に情報提供を受けたり、出展機会を得ることができます。ただし、調整の結果、出展できない場合もあります。</p> <p>【2025年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NEXCO 中日本 SA・PA テナントやスーパー等との個別商談会(静岡銀行等が主催) ・スーパーマーケットトレードショーへの優先出展 ・大手卸売業者実施の展示会への出展
周知機会の提供	<p>○県が実施するイベント等で受賞商品をPRする機会を提供します。</p> <p>【2025年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型ショッピングモールでの受賞商品一覽展示 ・ファッションショーの出演者(インフルエンサー等)へ渡すお土産への採用 ・クルーズ船客室での商品紹介 ・情報紙の読者プレゼント企画への掲載
最高金賞に対する特典	<p>最高金賞又は食品部門の最高位を受賞した食品は、翌年度に開催される全国大会「優良ふるさと食品中央コンクール」(主催:一般財団法人食品産業センター)への出品の際に、県が推薦します(参加費の徴収はない見込みですが、出品に関する経費は受賞者負担となります)。</p>